

NPO 法人日本口腔科学会認定医・指導医更新単位要項

認定医制度における単位（更新は5年おきとする）

第1条 申請および継続に要する単位数

申請は単位制度とし、下記の単位を要する。

- 1) 認定医申請および更新時： 50 単位
- 2) 指導医（含む認定医）更新時： 100 単位

第2条 学会出席

学会出席単位制度を設ける（学会参加証を要する）

本学会総会・学術集会	20 単位
本学会地方部会	10 単位
関連学会総会・学術大会	10 単位
関連学会地方会など	5 単位
日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会	10 単位
各大学主催の学内学術集会・大会など	5 単位

第3条 学術論文

印刷紙面公表の学術論文について、下記の単位を認定する。

- 1 「日本口腔科学会雑誌」、又は「Oral Science International」
 - (1) 筆頭 40 単位
 - (2) 共著者 20 単位
- 2 「Oral Science in Japan」、関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆頭 20 単位
 - (2) 共著者 10 単位

なお、関連学会雑誌以外でも口腔疾患治療の趣旨に合致したものであれば、認定委員会の承認を得れば第4条2の単位として認める場合がある。

- 3 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第4条 学会発表

学会の学術大会にて公表された口頭や示説発表について、下記の単位を認定する。

- 1 日本口腔科学会総会・学術集会
 - (1) 筆頭 30 単位
 - (2) 共同者 15 単位
- 2 日本口腔科学会地方部会
 - (1) 筆頭 20 単位
 - (2) 共同者 10 単位
- 3 関連学会総会に伴う学術集会など
 - (1) 筆頭 20 単位
 - (2) 共同者 10 単位
- 4 関連学会地方会に伴う学術集会
 - (1) 筆頭 10 単位
 - (2) 共同者 5 単位

第5条 研修会

- 1 日本口腔科学会主催の研修会（教育研修会・学術セミナー・BLS 含）については下記の単位とする。
 - (1) 1 日開催 20 単位
 - (2) 半日開催 10 単位
- 2 関連学会主催の研修会（教育研修会・学術セミナー・BLS 含）については下記の単位とする。
 - (1) 1 日開催 10 単位
 - (2) 半日開催 5 単位

付則

1. 学術集会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を認定する。
2. 1 日開催の基準は合計 6 時間を著しく下まわる場合には半日開催とする。
3. 連続した 2 日間で開催された場合は、時間を問わず 2 日開催とする。

指定する関連学会

日本歯科医学会： 12 専門分科会、22 認定分科会

日本医学会： 口腔に関連する分科会

海外の関連学会： 口腔に関連する国際学会

(平成 28 年 4 月 17 日 施行)

平成 28 年 11 月 8 日改正